

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則(平成20年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金の申込み等)</p> <p>第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式) <u>によるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(寄附金の申込み等)</p> <p>第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式) <u>又は市長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)</u>により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第1項の規定による指定その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。